

○鳥羽志勢広域連合介護保険認定調査員証に関する規程

〔平成15年3月20日〕
〔規程第1号〕

（趣旨）

第1条 この規定は、鳥羽志勢広域連合介護保険認定調査員（以下「認定調査員」という。）が所持する、鳥羽志勢広域連合介護保険認定調査員証（以下「認定調査員証」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（内容）

第2条 認定調査員は、常に認定調査員証（様式第1号）を所持し、職務の遂行に当たり必要があるときは、これを提示しなければならない。

2 認定調査員は、新たに採用されたときは、認定調査員証発行申請書（様式第2号）を提出し、認定調査員証の交付を受けなければならない。

3 認定調査員は、認定調査員証の記載事項に変更を生じたとき、又は認定調査員証を亡失し、又は損傷したときは、その旨を届け出て再交付を受けなければならない。

4 認定調査員でなくなった者は、認定調査員証を速やかに広域連合長に返還しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（表）

鳥羽志勢広域連合	第 号
介 護 保 険 認 定 調 査 員 証	
写 真	氏 名 _____
上記の者は、鳥羽志勢広域連合介護保険 認定調査員であることを証明する。	
年 月 日 発 行	
鳥羽志勢広域連合長	
印	

（裏）

<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 本証は、常に所持し、必要に応じて提示しなければならない。2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。3 本証を亡失し、又は損傷したときは、速やかに届け出なければならない。4 本証は、認定調査員でなくなったときは、速やかに返還しなければならない。
--

様式第 2 号（第 2 条関係）

鳥羽志勢広域連合

介護保険認定調査員証発行申請書

住 所		写 真
氏 名		
生 年 月 日 (年 齡)	年 月 日生 (歳)	
鳥羽志勢広域連合介護保険認定調査員証の発行を申請します。 年 月 日 鳥羽志勢広域連合長 様 氏 名 印		

発行日	年 月 日
-----	-------